

# 契 約 書 (案)

品 名 令和元年度市町村社会福祉協議会地域福祉事業用車両  
(小型四輪乗用自動車1500cc)

数 量 1台 (別添「見積書」のとおり)

金 額 金 円  
(うち消費税額 円)

納 入 場 所 ○○市○○○\*-\*-\* △△△センター  
社会福祉法人 ○○○社会福祉協会

納 入 期 限 令和元年9月30日 (月)

検 査 期 間 現品の納入を受けてから10日以内

対価支払期日 検査を終了し、納入者から適法な支払請求書を受理した日から30日以内

契約保証金 免 除

上記物品を前記金額をもって購入するについて、社会福祉法人○○○社会福祉協議会 (以下「甲」という。)と株式会社 \*\*\*\*\*(以下「乙」という。)は、次の条項により売買契約を締結する。

第1条 乙は、甲の提示する規格に基づいて前記期限内に甲の定める場所に現品を納入するものとする。

第2条 乙は、物品の納入を完了したときは甲の指定した係員の検査を受けなければならない。

第3条 検査前において、物品の減失その他いかなる瑕疵があっても、その損害は乙の負担とする。

第4条 検査の結果不合格となった物品は、甲が指定した期限内に乙はこれを持ち去らなければならない。この場合において、その費用及びこれに伴う損害は乙がこれを負担するものとする。

第5条 現品納入後甲において損傷等を発見した場合には、それが甲の過失による場合を除き乙は甲の指定する期日までにこれを良品と交換するものとする。

2 前項の場合において、乙が交換に応ずる期間は現品納入後1年間とする。

第6条 乙は本契約の期限内に合格品を納入できないときは、甲は、時に遅滞金を徴して延期を許可することができる。ただし、遅滞金はその期限の翌日から履行した日までの日数につき、契約金額に年8%を乗じて計算した額とし、甲の承諾を得た場合に限り徴収に代わり契約金額から控除することができる。

2 前項に規定する遅滞金の率は、うるう年の日を含む期間についても365日当たりの率とする。

第7条 現品納入済に至るまでに必要なすべての費用は、契約代金中に含むものとする。

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、この契約を解除することができる。この場合の損害は、すべて乙が負担するものとする。

- (1) 乙が本契約の期限内に合格品の納入を終えないとき。
- (2) 甲が乙の過怠により義務を履行することができないと認めたとき。
- (3) 現品の検査に際し、乙が甲の職務執行を妨げたとき。
- (4) 甲が乙の行為に詐欺その他不正の行為があると認めたとき。
- (5) 乙が故意又は過失により甲に重大な損害を与えたとき。
- (6) 乙からこの契約の解除の申し入れがあったとき。
- (7) 乙がこの契約に定める条項に違反し、又は違反するおそれがあると認められるとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、違約金として、契約金額の10%に相当する額を、甲の指定する日までに、甲に支払わなければならない。

3 前項の規定による違約金の支払いは、別に損害賠償の請求を妨げるものではない。

4 乙は、この契約により、甲に支払うべき債務が生じた場合において、その債務額を甲の指定する期限内に納付しないときは、指定期限日の翌日から納付の日までの日数に応じ債務額に対して第6条第1項に規定する率で計算した額を延滞金として併せて甲に納付しなければならない。

5 前項に規定する率は、うるう年の日を含む期間についても365日当たりの率とする。

第9条 甲の都合によって契約の変更又は一時中止を命ずるときは、乙は、これを拒むことができない。ただし、この場合この契約の期限を伸縮する必要があるときは甲がこれを定める。

第10条 前条の変更により契約金額を増減する必要が生じたとき又は契約締結後において、市場価格にかなりの変動があったときで、甲が価格を変更する必要を認めた場合は甲と乙は協議の上、甲が相当と認めたところによって契約金額を変更することができる。

第11条 天災その他やむを得ない理由によって、本契約の期限内に現品を納入することができないときは、乙は、その理由を詳記して期間内に延期を請求することができる。この場合甲は、その請求を正当と認めたときはこれを許可して第6条に規定する遅滞金を免除することができる。

第12条 この契約に定めていない事項については、必要に応じ、甲乙協議の上定めるものとする。

以上の契約の締結を証するためにこの契約書2通を作成し、双方の記名押印の上、各自1通を所持する。

令和元年\*月\*\*日

〇〇市〇〇〇\*-\*-\* △△△センター  
甲 社会福祉法人 〇〇〇社会福祉協会  
会 長 □□ □□

\*\*\*\*\*  
乙 株式会社 \*\*\*\*\*  
代表取締役 \*\*\*\*\*